

令和7年 第1回 幸手市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年1月27日 午後3時00分から午後4時10分

2 開催場所 幸手市役所第二庁舎第2会議室

3 出席委員 農業委員会委員（14名）

会 長
会長代理

3 番	船	川	由	孝
2 番	松	島	政	雄
1 番	新	井	智	子
4 番	伊	丹	一	栄
5 番	植	竹		寿
6 番	石	川		広
7 番	野	川		博
8 番	江	森	敦	夫
9 番	熊	谷	隆	夫
10 番	倉	持	昭	夫
11 番	増	田	隆	司
12 番	眞	中	一	夫
13 番	山	中		栄
14 番	増	山	勝	一

農地利用最適化推進委員（6名）

丸	山	洋	之
富	山	悦	雄
梅	山	友	行
石	関	昭	功
小	池		三
小	川		肇

4 欠席委員 （0名）

5 議事日程

第1 議事録署名人について

第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

6 事務局

事務局長 宮澤徳久 主幹 加藤照樹 主任 松本真由美 主任 沢村武士

開会 午後3時00分

◆局長

皆様、こんにちは。

令和7年第1回幸手市農業委員会を開会いたします。

本日の農業委員の出席は14名です。幸手市農業委員会会議規則第9条に規定する会議定足数に達していますので、会議は成立いたします。

また、本日の農地利用最適化推進委員の出席は6名です。

それでは、開会に先立ちまして会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

(会長挨拶をする)

◆局長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

議事の進行につきましては、幸手市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となり進めることとなっております。

会長、よろしくお願いいたします。

◆会長

それでは、議事録の確認を行います。今回は、令和6年第12回11月の総会議事録を確認します。

事務局から発言を求められておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

◆事務局

(令和6年第12回11月の総会議事録訂正箇所の説明をする)

◆会長

ほかにご意見等はございますか。

(なしの声あり)

それでは、令和6年第12回11月の総会議事録の確認を終了します。

続いて、議事日程第1議事録署名人についてであります。私から指名申し上げてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、14番の増山委員、1番の新井委員にお願いします。

続いて、日程第2議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回は3件でございます。

場所については、資料2、No.1の①から④をご覧ください。

番号1、土地の所在 上宇和田字宮原〇〇外29筆、登記地目は田及び畑、現況地目は田及び畑、合計面積 18,335.08㎡、譲受人 福島県双葉郡双葉町〇〇、届出避難場所 羽生市〇〇 〇〇〇〇 〇〇様は幸手市も含め他の市町でも認定農業者になっておられます。譲渡人 春日部市〇〇 〇〇〇〇

所有権移転となります。

本案件は、譲渡人が相続にて取得した農地について、維持管理が困難になったことから、申請地周辺を耕作している譲受人に相談したところ、快く引き受けてもらえたことによる申請となっております。このことから、譲渡理由は経営困難、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 30,483.91㎡、家族数 1人、耕作者数 1人。

こちらの人数に関しましては、届出避難場所における家族数、耕作者数でございます。

譲受人の農業の手伝いをしている息子が、さいたま市に居住しているそうです。

そのほかに、臨時雇用をしている者が1名おり、今後は常時雇用する者を1名増員する予定だそうです。

なお、譲受人は譲渡人から農地以外にも家屋を買い受ける予定で、そこに機械などを格納し、幸手で耕作をする際の拠点とするとのことでした。

また、譲受人の住所地であります福島県双葉郡双葉町及び届出避難場所の羽生市へ農業経営状況調査をし、適正に農業経営をしていることを確認しております。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしているものと考えております。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この案件につきまして、1月20日に譲渡人の〇〇さんと譲受人の〇〇さんに電話でお話を伺い、現地確認を行いました。

申請地は〇〇さんが相続にて取得した農地で、以前から譲受人の〇〇さんと〇〇さんに耕作を依頼しているそうです。

〇〇さんはトラクターなどで農地を管理しておりましたが、市内にお住まいではなく、

維持管理が難しく、〇〇さんに購入していただけないかお願いしたところ、引き受けていただけたそうです。

〇〇さんは福島県双葉郡双葉町でお米を作付しておりましたが、東日本大震災により避難区域となり、現在は羽生市にお住まいで農業をされております。10年前に申請地近くの農地を購入し、お米を作付しており、所有権移転後は〇〇さんの宅地も購入予定で、農機具も納屋に収納できるということです。

息子さんも農業を手伝っているそうです。

申請地はこれまでも田畑として利用されており、所有権移転後も同様に田畑として利用するため、問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

1番の案件について、何か質問等ございますか。

◆委員

参考までにお伺いしたいのですが、〇〇さんの所有している家屋はどの辺にありますか。

◆事務局

資料2のNo.1－④の地図をご覧ください。

申請地に囲まれた真ん中にあるお宅が〇〇さん所有の家屋です。こちらに、納屋もありますので、農機具等を置いて拠点にするということでございます。

◆会長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

それでは、1番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

1番の案件は承認されました。

次の案件に移ります。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

それでは、資料1、番号2及び番号3についてご説明申し上げます。

この2件は、譲受人が同一人のため、続けてご説明をさせていただきたいと存じます。場所については、資料2のNo.2をご覧ください。

番号2、土地の所在 神明内字権現前〇〇、登記地目・現況地目ともに田、面積584㎡、譲受人 平須賀〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 神明内〇〇 〇〇〇〇
所有権移転となります。

本案件は、譲渡人が今後の農業経営をするに当たり、新たに農業機械等を導入することが困難であるため、経営を縮小しようと考え、以前に農地法3条にて農地を譲渡したことがある譲受人に相談したところ、快く引き受けてくれたことによる申請となっております。このことから、譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 22,726㎡、家族数 2人、耕作者数 2人。

続いて、番号3、土地の所在 神明内字権現前〇〇外1筆、登記地目・現況地目ともに田、合計面積 1,154㎡、譲受人 平須賀〇〇 〇〇〇〇、譲渡人 中一丁目〇〇 〇〇〇〇

所有権移転となります。

譲渡人は、所有している農地について、自らは耕作しておらず、近隣の方に耕作を依頼しておりました。今回、本申請地の隣地の〇〇さんが〇〇さんに譲り渡すことを知り、〇〇さんに相談したところ、併せて引き受けてもらえることになり、申請に至ったものです。このことから、譲渡理由は経営規模縮小、譲受理由は経営規模拡大としてあります。

譲受人の耕作面積 22,726㎡、家族数 2人、耕作者数 2人。

本申請の譲受人につきましては、地元で耕作をしている方で、申請後も耕作することに問題はないと考えております。

権利を取得しようとする者が農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしているものと考えております。

以上です。

◆会長

この案件については、〇〇番の〇〇委員から意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆担当委員

この神明内の土地につきまして、場所は〇〇の北側になっております。譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんに電話でお話を伺いました。

〇〇さんは、以前から〇〇さんの農地を譲り受けており、耕作面積も自作地が2町2反以上あり、問題はないと思います。〇〇さんは、〇〇さんの紹介により〇〇さんに譲り渡すことになったそうです。

現地を確認したところ、農地もきれいに管理されておりました。

以上の結果、問題はないと思われます。皆様の審議をお願いします。

◆会長

2番、3番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、2番、3番の案件について承認することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

2番、3番の案件は承認されました。

議案第1号は終了します。

続いて、議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを上程します。

事務局、説明をお願いします。

◆事務局

議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてご説明申し上げます。

今回の農地中間管理事業の権利の設定を受ける者は4名となっております。

以上です。

◆会長

1番から7番の案件については、〇〇委員の関係する案件を含みますので、一時退席をお願いしたいと思います。

(〇〇委員退席)

それでは、1番から7番について、権現堂地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

1番から6番の案件は、6名の方から〇〇さんが借り受けし、耕作するものです。

7番の案件は、借受人の〇〇さんが以前から利用権設定をしていたものが更新の時期となり、今回新しく農地中間管理機構を通しての申請です。

問題はないと考えます。

以上です。

◆会長

1番から7番の案件について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

〇〇委員にお戻りいただきたいと思います。

(〇〇委員復席)

それでは、次に移ります。

8番については、吉田地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

この件では、1月22日に〇〇さんにお話を伺いました。

本件の田、4筆、合計4,572㎡の土地は、以前より〇〇さんが耕作を依頼されており、利用権設定の更新の時期となり、農地中間管理機構を通しての申請です。

耕作者の〇〇さんは、農機具も十分揃っておりますので、特に問題はないと思います。
以上でございます。

◆会長

8番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

続いて、9番の案件については八代地区の案件となりますので、地区の推進委員の〇〇委員の意見を伺いたいと思います。

〇〇委員、お願いします。

◆推進委員

それでは、9番についてご説明申し上げます。

本件は10年間の賃貸借権の設定で、新規申請となります。

借受人の〇〇〇〇さんは戸島の浮合地区の方で、年齢は56歳です。これまで積極的に規模拡大を図ってきておりまして、現在は約25haの稲作経営を行っておりますが、もう少し拡大していきたいとのことでした。

農業従事者は主に本人と息子さんの2人です。

本件については、問題はないと思います。

以上です。

◆会長

9番について、何か質問等ございますか。

(なしの声あり)

それでは、議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、意見なしということによろしいですか。

(異議なしの声あり)

議案第2号については承認されました。

次に、報告事項に入ります。

報告第1号について、事務局説明をお願いします。

◆事務局

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用 4 条の届出 1 件を報告する)

◆会長

次に、報告第 2 号について、事務局説明をお願いします。

◆事務局

報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出についてでございます。

(市街化区域の農地転用 5 条の届出 1 件を報告する)

◆会長

大変お疲れ様でした。

皆様のご協力により、全ての議事が終了しましたので、局長にお返しします。

◆局長

ありがとうございました。

続いて、次第 5 のその他に移らせていただきます。

(事務局から事務連絡を行う)

皆様、お疲れ様でした。

最後に、閉会に当たりまして、会長代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長代理、よろしくお願いいたします。

◆会長代理

(会長代理挨拶をする)

閉会 午後 4 時 1 0 分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和7年4月23日

議 長 船 川 由 孝

署名委員 増 山 勝 一

署名委員 新 井 智 子